

千葉県における特定最低賃金の改正決定の申出一覧表(令和4年度)

特定最低賃金の件名	申出者	適用される労働者数(A)	1 左の 3	申出者が代表する労働者数(人)				申出組合数	(a)労働協約等の賃金の最低額(円)	(b)現在の特賃額(円)	申出ケース
				(B)	(B)/(A)	労働協約	その他				
調味料製造業	日本食品関連産業労働組合 総連合会千葉地区協議会	3,530	1,177	1,296	36.7%	557	739	5	965	889	公正競争
鉄鋼業	基幹労連千葉県本部	15,848	5,283	8,766	55.3%	8,766		11	1,064	1,023	労働協約
一般機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連 ほか2団体	13,836	4,612	4,223	30.5%	1,073	3,150	23	1,024	922	公正競争
電気機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関 連産業労働組合連合会千 葉地方協議会 ほか1団体	14,470	4,823	6,863	47.4%	6,863		12	1,066	981	労働協約
精密機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連絡会	2,345	782	931	39.7%		931	3	(1,042)	887	公正競争
各種商品小売業	千葉県小売産業別最賃労組 連絡会議	21,242	7,081	10,746	50.6%	10,746		2	960	848	労働協約
自動車(新車)小売業	自動車総連千葉地方協議会	10,390	3,463	6,016	57.9%	5,153	863	9	1,028	922	公正競争

精密機械器具製造業の最低額は、労働協約で定められたものではない。

令和4年6月23日

千葉労働局

局長 江原 由明 様



千葉県野田市上花輪869

日本食品関連産業労働組合総連合会

千葉地区協議会

議長 宮内 和明

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、千葉県調味料製造業（味噌製造業を除く）の最低賃金の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

千葉県において、調味料製造業を営む使用者に使用される労働者 ~~1,300~~ ^{1,296}名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

千葉県において調味料製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 願入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
- (3) 清掃または片づけ業務に主として従事する者

なお、「技能修得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定される者ではないが、次の要件に該当するものであること

- ①当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離退職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ②職場の内外において集成的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③修得させるべき技能の内容及び技能育成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④技能育成を実施する担当者又は責任者が定められていること。

以上 3,530名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

千葉県調味料製造業最低賃金（味噌製造業を除く）

4. 申出の内容

上記の2の基幹的労働者に適用される最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の三分の一以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。

6. 添付書類

①賃金の最低額に関する覚え書きの写し、②機関決定の写し、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

以上

202²年6月28日

千葉労働局長 江原 由明 様

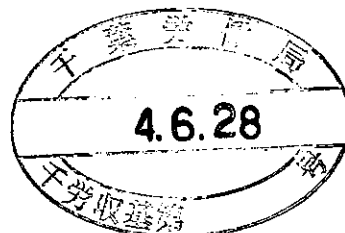
君津市大和田6-6-1
基幹労連千葉県本部
委員長

申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、千葉県鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申し上げます。

記

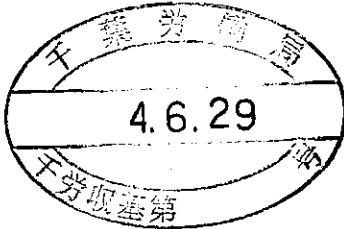
1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
千葉県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数 15,848名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
千葉県鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者の最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金について改正の決定を求める。なお、最低賃金額については、最低賃金法第15条1に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
千葉県における鉄鋼業を営む使用者に使用される上記1の労働者は15,848名であり、その内8,766名が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、最低賃金に関する労働協約の適用を受けている労働者数が概ね3分の1以上に達している事。
* 最も低い労働協約の金額 時間額 1,064円
(日額 7,710円、月額 168,300円)
現在適用されている法定最低賃金 時間額 1,023円
5. 業務の適用除外
一般的基準による適用除外者に加え、以下の業務に主として従事する者を除外する。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得の者
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
6. 添付書類
① 最低賃金申請組合(事業所名・労働組合名および申請労働者数)
② 時間・日・月額金額および1日・月間の所定労働時間一覧表
③ 労働協約等の写し(最低賃金協定、確認書、覚書)
④ 合意書および委任状



以上

2022年6月29日

千葉労働局長
江原 由明 殿



東京都江東区亀戸1-10-9
J A ME 東京千葉

千葉県君津市伏和田666-1
日本基幹産業労働組合連合会千葉県本部
委員長

千葉県千葉市中央区登戸7-27
全日本自動車産業労働組合総連合会千葉地方協議会
議長

申 出 書

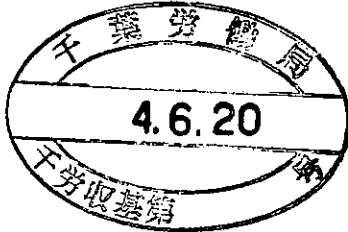
最低賃金法第15条の1の規定により、千葉県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
千葉県において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される。
労働者 13,836人 2022年申出の労働者 4,223人
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
はん用機械器具製造業…家庭用エレベーター製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業およびこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
①千葉県における一般機械器具製造業の労働者の概数 ②労働協約の写し ③機関決定の写し ④申出代表者に対する委任状（申出を行うことについての合意書を含む） ⑤賃金格差存在の疎明資料
6. 業務の適用除外
一般的基準により適用除外される者に加え、次に掲げる業務に主として従事する者を適用除外する。
イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキングの業務
ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務
ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ずる軽易な業務

以上

千葉労働局長
江原 由明 殿



千葉県我孫子市白の洲1-3-1
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
千葉地方協議会
東京都江東区亀戸1-10-9
JAM東京千葉千葉県連絡会
和田 洋

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
千葉県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 (4) 次に掲げる業務に主として従事する者
 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取り付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務
 ロ 塗油、検品の業務
 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務
 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
14,470名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金改定の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
* 最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者
6,863名
5. 添付書類
①千葉県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況 ②合意する者の事業所内訳 ③労働協約、覚書の写し ④最低賃金必要性の決議書(参考資料) ⑤申請代表者に対する合意書及び委任状

以上

千葉労働局長

江 原 由 明 殿

東京都台東区亀戸 1-10-9
J A S M I 会 社 千 葉
千葉県連絡会 会長

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

千葉県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業（枠を含む）、これらの産業において管理補助的経済活動を行う事業所又は持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業（枠を含む））を営む使用者に使用される。

労働者 2,345人 2022年申出の労働者 931人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

5. 添付書類

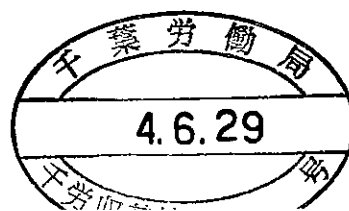
①千葉県における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の労働者の概数 ②機関決定の写し ③申出代表者に対する委任状（申出を行うことについての合意書を含む）④賃金格差存在の疎明資料

6. 業務の適用除外

一般的基準により適用除外される者に加え、次に掲げる業務に主として従事する者を適用除外する。

- イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付けの業務
- ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務

以 上



2022年6月20日

千葉労働局長
江原 由明 殿



千葉県小売産業別最賃労組連絡会議
代表幹事 [REDACTED]

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、千葉県各種商品小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

千葉県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。

21, 242人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

千葉県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片づけの業務に主として従事する者

以上

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

千葉県各種商品小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。最低賃金については、最低賃金法第15条1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申出の理由

- (1) 当該産業における基幹的労働者の最低額に関する労働協約の適用労働者が10,746人おり、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上を超える合意をもって、最低賃金の改正の決定を求めるものであること。

2022年 6月21日

千葉労働局長
江原 由明 様

自動車総連千葉地方協議会
最賃委員

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、千葉県自動車（新車）小売業の最低賃金の改定の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

千葉県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。但し、中古自動車小売業、自動車部品小売業、自動車付属品小売業、および自動車タイヤ・チューブ小売業を除く。

労働者 10,390 人 2022年申し出の労働者 6,016 人

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名 千葉県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2. の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は労働者数、売上高、販売台数などからみても、地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしている。

5. 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力のおよぶ労働者の範囲とその数、および当該地域の同種の労働者の概数を記した書面
- (2) ①特定最低賃金改正の必要性の決議に関する確認書
②申し出に対する合意書及び委任状
③企業内最低賃金に関する労使協定書の写し



以上